



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1317	産業廃棄物処理施設の設置許可申請	(循環型社会推進課).....	1
1318	形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境管理課).....	2
1319	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
1320	昭和58年和歌山県告示第701号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課).....	3
1321	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1322	道路の供用開始	(").....	3
1323	"	(").....	4
1324	紀の川都市計画道路事業の事業計画の認可	(").....	4
1325	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

告 示

和歌山県告示第1317号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示するとともに、同条第2項の申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る設置を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
大阪府松原市天美東二丁目84番地の6
株式会社三高産業 代表取締役 藤田集司
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県紀の川市東毛字下東尾370番外13筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類
イ ゴムくず
ウ 金属くず
エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
オ がれき類
以上5種類(いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)
- (5) 申請年月日

令和5年4月14日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び岩出保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

令和5年11月24日（金）から同年12月25日（月）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

令和5年11月24日（金）から令和6年1月9日（火）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電子メール e0318003@pref.wakayama.lg.jp

イ 岩出保健所衛生環境課

郵便番号 649-6223 岩出市高塚209

(3) 意見書の形式等

ア 意見書の提出方法は、郵送、持参又は電子メールによるものとする。

イ 意見書の形式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見と共に、住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第1318号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年和歌山県告示第823号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地

和歌山県御坊市名田町上野字高座1745番1の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1319号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1320号

昭和58年和歌山県告示第701号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表中「小型定置網漁業」を「小型定置網漁業を主とする漁業」に改める。

和歌山県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字久野原字茗荷525番1地先から同町大字久野原字茗荷495番3地先まで	旧	6.76 } 9.45	60.00	
同上	新	6.76 } 16.60	60.00	

和歌山県告示第1322号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字久野原字茗荷525番1地先から同町大字久野原字茗荷495番3地先まで

供用開始の期日 令和5年11月24日

和歌山県告示第1323号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 粉河寺線

供用開始の区間 紀の川市松井字這原145番4地先から同市深田字竹之鼻36番5地先まで

供用開始の期日 令和5年11月24日

和歌山県告示第1324号

紀の川都市計画道路事業の事業計画については、令和5年11月1日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・1号井阪黒土線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路保全課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1325号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年11月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3655	有田郡有田川町大字植野字ひしけ279番1の一部	有田郡有田川町大字天満86番地の1 株式会社武藤 代表取締役 武内久典	令和 5. 11. 7	5. 00	29. 20